第64回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時　2026年９月25日（金曜日）
午前10時

開催場所　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタコンファレンス４階
４Ｇ

ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

目次

第64回定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 5
連結計算書類…… 23
計算書類…… 35
監査報告書…… 45
（株主総会参考書類）
＜会社提案＞
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件…… 51
＜株主提案＞
第２号議案　剰余金処分の件…… 56
第３号議案　自己株式取得の件…… 58
株主総会会場ご案内図

東洋ドライルーブ株式会社
証券コード：4976

証券コード　4976
2026年９月４日
（電子提供措置の開始日2026年9月3日）

株　主　各　位

東京都世田谷区代沢一丁目26番４号
東洋ドライルーブ株式会社
代表取締役社長　飯　野　光　彦

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.drilube.co.jp/ir/stock2.php

【東証上場会社情報サービス】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東洋ドライルーブ」または「コード」に当社証券コード「4976」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜り、2026年９月24日（木曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年９月25日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
　　渋谷ソラスタコンファレンス４階　４Ｇ
３．目的事項
報告事項　１．第64期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第64期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案＞

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

＜株主提案＞

第２号議案　剰余金処分の件

第３号議案　自己株式取得の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については、「賛」、株主提案については「否」の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

当日ご出席いただける場合



株主総会日時

2026年９月25日（金曜日）午前10時開催
（受付開始：午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

2026年9月24日（木曜日）午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等によるご行使

行使期限

2026年9月24日（木曜日）午後5時30分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

「スマート行使」について

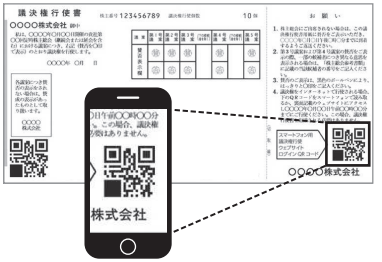
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

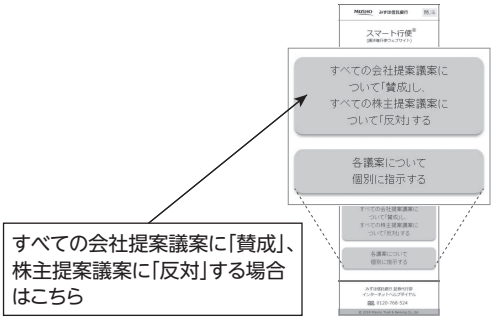
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ。**

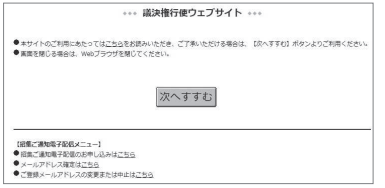
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

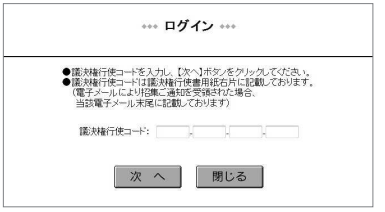
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使サイト：
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/



「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

! 「議決権行使コード」と「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙をご覧ください。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　午前9時～午後9時）

事　業　報　告

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度(2025年７月１日～2026年６月30日)における当社グループを取り巻く事業環境は、企業収益には改善の動きがみられるものの、業況判断は概ね横這いとなっています。先行きについてはやや慎重な見方となっており、中東情勢の影響と、金融資本市場の変動の影響に注意する必要があります。

この結果、当連結会計年度の当社グループ業績につきましては、売上高は5,412百万円(前年同期比4.2％増)、営業利益は675百万円(前年同期比13.4％減)、経常利益は916百万円(前年同期比6.2％減)、親会社株主に帰属する当期純利益は603百万円(前年同期比14.1％減)となりました。

売上高は、自動車部品の市況回復と引き続き好調な光学部品に支えられ、前年同期比で増加しました。営業利益につきましては、物価高騰による人件費や外注加工費等の製造費用の上昇に加え、減価償却費と研究開発費といった先行投資費用の増加が相まって、前年同期比減益となりました。また経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、この期間の為替差損益が良化したものの、中国子会社で減損を行った影響もあり、前年同期比減益となっております。

【四半期連結業績の推移】　（単位：百万円）

	第63期 第１四半期	第63期 第２四半期	第63期 第３四半期	第63期 第４四半期	第64期 第１四半期	第64期 第２四半期	第64期 第３四半期	第64期 第４四半期
売上高	1,255	1,311	1,305	1,321	1,323	1,344	1,357	1,386
営業利益	205	215	190	168	184	154	160	176
売上高 営業利益率（%）	16.4	16.4	14.6	12.7	13.9	11.5	11.8	12.7

（注）百万円単位の記載金額は、百万円未満の金額を切り捨てて表示しております。

(2) 事業別の状況

当社グループの主要販売先である自動車機器業界向けは、生産地海外移転の影響による売上減少がありましたが、内装・外装部品等の受注増加により前年同期比2.7%の増収となりました。光学機器業界向けは、デジタル一眼レフカメラ部品への採用増加により前年同期比18.6%の増収、電子機器業界向けは、半導体関連の受注増加により前年同期比1.2%の増収となりました。この結果ドライルーブ事業の売上高は、5,412百万円（前年同期比4.2%増）となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,331百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

当社	愛知事業部	生産設備の増設
子会社	大分ドライルーブ㈱	生産設備の増設

ロ．当連結会計年度において実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当する事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの主要資金として、金融機関より短期借入金として30百万円の調達を行いました。

(5) 事業の譲渡・譲受、吸収分割、合併又は新設分割、株式の取得・処分等の状況

該当する事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第61期 (2023年６月期)	第62期 (2024年６月期)	第63期 (2025年６月期)	第64期 (当連結会計年度) (2026年６月期)
売　上　高（百万円）	3,869	4,699	5,194	5,412
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	332	617	702	603
１株当たり当期純利益　（円）	83.73	155.41	176.98	152.00
総　資　産（百万円）	11,192	12,012	12,818	13,469
純　資　産（百万円）	8,897	9,604	10,372	11,041
１株当たり純資産額　（円）	2,239.09	2,416.98	2,609.07	2,776.24
Ｒ　Ｏ　Ｅ　（％）	3.8	6.7	7.0	5.6

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均株式数、１株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は自己株式数を除いて算出しております。
２．2026年１月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っています。上記の１株当たりの金額については、第61期の期首に株式分割が行われたと仮定して算出しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第61期 (2023年６月期)	第62期 (2024年６月期)	第63期 (2025年６月期)	第64期 (当事業年度) (2026年６月期)
売　上　高（百万円）	2,081	2,300	2,640	2,465
当期純利益（百万円）	130	338	368	491
１株当たり当期純利益　（円）	32.75	85.17	92.73	123.85
総　資　産（百万円）	9,414	9,720	10,023	10,256
純　資　産（百万円）	7,507	7,782	8,060	8,409
１株当たり純資産額　（円）	1,890.05	1,959.21	2,029.32	2,117.07

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均株式数、１株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は自己株式数を除いて算出しております。
２．2026年１月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っています。上記の１株当たりの金額については、第61期の期首に株式分割が行われたと仮定して算出しています。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
広州徳来路博科技有限公司	252万米ドル	100.0%	ドライルーブコーティング加工
DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.	18,300万タイバーツ	99.9% （内、間接保有2.3%）	ドライルーブコーティング加工、表面処理加工
DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.	240万米ドル	100.0%	ドライルーブコーティング加工
長野ドライルーブ株式会社	22百万円	90.9%	ドライルーブコーティング加工、表面処理加工
大分ドライルーブ株式会社	20百万円	100.0%	ドライルーブコーティング加工、表面処理加工
株式会社真永	10百万円	100.0%	ドライルーブコーティング加工、表面処理加工

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
昆山三民塗頼表面処理技術有限公司	600万米ドル	50.0%	ドライルーブコーティング加工、金属熱処理加工
中山市三民金属処理有限公司	300万米ドル	26.2%	ドライルーブコーティング加工、金属熱処理加工

(8) 対処すべき課題

世界経済は、ウクライナ紛争の長期化や中東での緊張の高まりをはじめとする地政学リスクに加え、エネルギー価格の高騰など、景気の先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

このように世界的に厳しい経済環境にあって、当社グループが株主価値を向上させ、持続的成長を果たすために、事業（収益）構造を見直すとともに、「省エネルギー」「環境保全」に関連した事業への取り組みを強化することを中長期の経営戦略の中核としております。

そして、以下を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① 技術革新への挑戦

当社には二つのコアな技術があります。その一つはそれぞれ特性のある複数の物質を配合することにより特異な機能を有する被膜を開発する配合設計技術です。新規被膜の開発例として発熱被膜（特許取得）、LUBICK（速乾性潤滑被膜）シリーズ等が挙げられます。もう一つは微粒子や顔料等を液体中に凝集させずに安定的に分散させる分散技術です。これらの技術力を駆使して、市場が要求する機能を的確に捉えて新規製品を開発します。これからも製品開発を通して、摩擦摩耗、熱、電気のエネルギーのロスを制御し「省エネルギー」「環境保全」に貢献してまいります。

② 生産性の向上

当社グループは様々な材質・形状の部品にドライルーブ被膜をコーティング加工するため、多くのコーティング加工方法を用意しております。その工程内にAIやカメラなどを搭載したロボットを導入し、品質向上と併せて省力化・省人化を進め、１人あたりの生産性を高めております。また、他の各工程にも画像認識等のセンサー機器やAGV（無人搬送車）を導入してIoT化および自動化を推進しております。さらに、業務全般において生成AIを積極的に活用し、業務の効率化を加速させております。生成AIの導入により、技術革新のスピードを高め、競争力の強化を図るとともに、従業員がより付加価値の高い業務に専念できる環境づくりを進めてまいります。

③ 新規営業戦略とアジア・グローバル戦略の展開

当社グループの主要な取引先である自動車関連機器業界は、今後の自動車市場における環境問題、省エネルギーへの関心の強まりを背景に、今後さらにＨＶ・ＰＨＶ・ＥＶ・ＦＣＶに転換が進むと見ております。このような変化に対応できるよう、当社グループはドライルーブ新機能製品の開発と営業展開を進めております。

また、新規分野の開拓にも鋭意尽力してまいります。従前から展開しておりますアジア・グローバル戦略について、自動車関連機器業界、電気・電子部品業界、光学機器業界等の新興国市場への進出に対応するため、東アジア及びアセアン市場の拠点となる海外子会社を設立いたしました。また、国内子会社として2019年４月に長野ドライルーブ、2020年７月に大分ドライルーブ、2023年１月に真永を子会社化いたしました。

海外及び国内子会社６社並びに持分法対象の中国の関連会社２社との連携に努め、当社グループ全体で海外市場、特にアジア・アセアン市場の深耕を一層強化してまいります。

④　環境への対応

当社グループは地球環境の持続性を保つため、環境に配慮したドライルーブ製品の開発をおこない、ドライルーブ製品の製造からコーティング加工の各プロセスで発生する環境負荷物質の低減に取り組んでおります。

当社グループはドライルーブを普及させることにより摩擦・摩耗というロスを徹底的に減らして部品の耐久性を向上させることで製品寿命を延ばします。ドライルーブ製品の開発と販売を通して持続可能な社会の実現に貢献いたします。

(9) 主要な事業内容（2026年６月30日現在）

当社グループは、ドライルーブ事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

事業の種類	事業内容
ドライルーブ事業	コーティング剤（ドライルーブ製品）の開発・製造及び販売、ドライルーブ製品のコーティング加工、ドライルーブ製品のコーティング加工技術指導

(10) 主要な営業所及び工場（2026年６月30日現在）

本社	東京都世田谷区代沢一丁目26番４号
技術開発センター	神奈川県愛甲郡愛川町
群馬事業部	群馬県太田市上田島町
愛知事業部	愛知県春日井市桃山町
長野ドライルーブ株式会社	長野県上伊那郡箕輪町
大分ドライルーブ株式会社	大分県中津市
株式会社真永	静岡県焼津市
広州徳来路博科技有限公司	中華人民共和国広州市南沙開発区
DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.	タイ王国チョンブリー県
DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国ニンビン省

（11）使用人の状況（2026年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況　465名（前期末比９名減）

（注）１．上記使用人の他に、准社員67名が在籍しております。
２．当社グループはドライルーブ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名	0名	42.1歳	15.1年

（注）上記使用人の他に、准社員29名が在籍しております。

（12）主要な借入先の状況（2026年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	260百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	250
株式会社三井住友銀行	52
株式会社日本政策投資銀行	49
長野県信用組合	100
静清信用金庫	30

（13）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　12,720,000株
② 発行済株式の総数　4,065,000株
③ 株主数　724名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
飯野光彦	918千株	23.13%
飯野光俊	337	8.49
飯野玲子	317	7.99
株式会社スター・ライツ・クリエイト	311	7.85
飯野佐保里	211	5.33
株式会社ＴＮＮアドバイザーズ	206	5.19
株式会社ウベモク	149	3.76
川村美也子	98	2.47
中野香	93	2.35
宮下英尚	83	2.10

（注）１．当社は自己株式92,901株を保有しておりますが、上記「株式の状況」から除いております。
２．持株比率は自己株式（92,901株）を控除して計算しております。
３．持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第３位を四捨五入しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2026年１月１日を効力発生日として、普通株式１株を３株に株式分割いたしました。これにより、発行可能株式総数は4,240,000株から12,720,000株となり、発行済株式総数は1,355,000株から4,065,000株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	飯野光彦	広州徳来路博科技有限公司董事長 中山市三民金属処理有限公司董事 昆山三民塗頼表面処理技術有限公司董事 長野ドライルーブ株式会社取締役 大分ドライルーブ株式会社代表取締役 株式会社真永代表取締役 DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役 DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.会長
専務取締役	飯野光俊	昆山三民塗頼表面処理技術有限公司董事 広州徳来路博科技有限公司董事 長野ドライルーブ株式会社取締役 大分ドライルーブ株式会社取締役 株式会社真永取締役 DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役 DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.取締役
常務取締役	梶田哲二	広州徳来路博科技有限公司董事 大分ドライルーブ株式会社取締役 株式会社真永取締役
常務取締役	小林昭仁	
取締役	鈴木茂生	管理部長 広州徳来路博科技有限公司監事 DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.監査役 長野ドライルーブ株式会社監査役 大分ドライルーブ株式会社監査役 株式会社真永監査役
取締役 （監査等委員・常勤）	武藤和彦	
取締役 （監査等委員）	山口秀巳	税理士 株式会社小糸製作所社外監査役
取締役 （監査等委員）	池本優子	弁護士

（注）１．山口秀巳及び池本優子の両氏は、社外取締役（監査等委員）であります。
２．取締役（監査等委員）山口秀巳氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
３．取締役（監査等委員）池本優子氏は、弁護士の資格を有しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
４．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区　　分	対象となる役員の員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち　社外取締役）	6名 （－）	125百万円 （－）	112百万円 （－）	13百万円 （－）	－ （－）
取締役（監査等委員） （うち　社外取締役）	4 （2）	16 （4）	16 （4）	0 （－）	－ （－）
合　　計 （うち　社外役員）	10 （2）	142 （4）	128 （4）	13 （－）	－ （－）

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．当事業年度末日現在の役員の員数は、取締役5名及び監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）であります。上表の員数と相違しておりますのは、2025年9月26日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査等委員１名が含まれているためであります。なお、当該退任した取締役１名は、同株主総会において監査等委員である取締役に選任されているため、それぞれの区分に重複して記載しております。
3．業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結ベースの営業利益で、その実績は連結計算書類に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、これが当社グループの収益力を示す重要な指標と考えるためです。
4．取締役の報酬限度額は、2015年９月25日開催の第53回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300百万円以内、監査等委員である取締役について年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名、監査等委員である取締役の員数は３名であります。
5．取締役会は、代表取締役社長の飯野光彦氏に、取締役の個人別の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③ 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定方針に関する方針等

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督

機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ．業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎月支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

ニ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。取締役会（ホの委任を受けた代表取締役社長）は、種類別の報酬割合について取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう監督を行うこととする。

④　その他会社役員に関する重要な事項

代表取締役社長飯野光彦氏は、当社の関連会社である中山市三民金属処理有限公司・昆山三民塗頼表面処理技術有限公司の董事をそれぞれ兼務しており、当社はこれらの関連会社との間に製品輸出等の取引関係があります。

取締役飯野光俊氏は、当社の関連会社である昆山三民塗頼表面処理技術有限公司の董事を兼務しており、当社は同社との間に製品輸出等の取引関係があります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の社外役員としての兼職状況及び当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）山口秀巳氏は、株式会社小糸製作所の社外監査役であります。なお、当該会社と当社との間には、資本及び取引関係その他特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 山　口　秀　巳	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し（出席率100％）、監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました（出席率100％）。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の会計並びに税務について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 池　本　優　子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し（出席率92％）、監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました（出席率100％）。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

⑥　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ．被保険者の範囲

当社の取締役並びに執行役員、当社の子会社の役員を被保険者としています。

ロ．保険契約の内容の概要

被保険者がイの会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を保障するものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社負担としています。

(4) 会計監査人の状況

① 名　称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．当社の重要な子会社である広州徳来路博科技有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．コンプライアンス憲章の行動指針を基礎として、取締役はその遵守及び推進に率先垂範して取り組みます。また、取締役及び使用人は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善、内部監査による業務改善、内部通報制度の適切な活用等を通じてコンプライアンス体制の向上を図り、取締役の職務執行においては法令及び定款に則って行動するよう徹底します。

ｂ．業務執行にあたっては、取締役会及び経営戦略会議で総合的に検討したうえで意思決定を行います。

ｃ．内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画に従い、各業務運営組織に対して業務監査を実施し、法令及び規程等の遵守並びに運用状況を確認いたします。

ｄ．監査等委員会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保及び内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など、監査等委員会監査の実効性の確保に留意いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁記録）は、法令及び社内規程に基づき、各部署で適切に保存、管理いたします。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．当社及び子会社は、損失の危険に関する規程として、経営危機管理規程、稟議規程、予算管理規程、資金管理要領等の規程等を整備し、各規程等を適切に運用いたします。

ｂ．当社及び子会社は、予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議規程及び職務権限規程等により所定の権限及び責任に基づいて予算の執行を行います。重要案件においては、取締役会において総合的に審議いたします。

ｃ．当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務執行に重大な影響を及ぼす危機的状況が発生した場合は、経営危機管理規程に従い、当該状況の緊急度に応じて危機管理組織を編成し、当社の信頼性と将来価値保全のために対策を行います。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、本社管理部及び部門ごとにそれぞれ担当取締役または執行役員を設置することで、職務責任の所在を明確にし、月１回開催される定例取締役会において、経営に関する重要事項の審議、決議及び職務執行状況の監督を行います。

⑤　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．子会社においては、当社と共通のコンプライアンス憲章や経営理念を展開し、グループの健全な内部統制体制の構築をいたします。

ｂ．子会社に対しては、当社の定める規程類の適用、又は同様の社内規程の整備を求めます。

ｃ．関係会社の監督については、関係会社管理規程に従い、担当役員が必要事項を監督し、経営状況を把握いたします。

ｄ．内部監査室は、監査等委員会と連携し適宜子会社並びに関係会社の内部監査を行い、内部管理状況の把握と改善点の洗い出しを行います。

⑥　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行います。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役及び使用人は、補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力し、監査等委員会と協議のうえ適切な体制を構築いたします。

当該取締役及び使用人の人事権に係る事項の決定については、監査等委員会の同意を得ることにより、他の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）からの独立性を確保いたします。

⑧　監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は使用人に対する、監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査業務補助の指示を受けた取締役又は使用人は、その指示の実効性を確保するため、他の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）・内部監査室長等の指揮・命令は受けません。

⑨　当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制

ａ．当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は、主な執行業務について担当部署を通じて適宜適切に当社の監査等委員会に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に報告いたします。

ｂ．当社の監査等委員会が当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等から職務執行状況について報告を受けることができる体制を構築することのほか、これらの者は、当社の監査等委員会の監査活動に対して協力をいたします。当社の監査等委員は、当社及び子会社の経営戦略会議等の重要会議に出席できることといたします。

ｃ．法令違反や不正行為に関する通報・報告に関する適正な仕組み（内部通報制度等）を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人等が前各号に定める報告等をしたことを理由として不利な取扱いを受けないようにいたします。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．監査等委員会は、代表取締役と適宜情報交換、意見交換を行うことのほか、会計監査人、内部監査室とも適宜情報交換、意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

ｂ．内部監査室は、監査等委員会と緊密に連携を保ち、監査等委員会の要請に応じ調査を行うことといたします。

ｃ．監査等委員の職務の執行に関して生ずる費用の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行います。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

当社は上記の内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき下記の具体的な取り組みを行っております。

①　取締役の職務執行の法令及び定款との適合性を確保するため、取締役会においては、各取締役の職務執行状況の報告、質疑応答及び意見交換を行って、取締役の相互監視機能を強化する取り組みを行っております。また、社内規程の改定や組織の改正等の重要な事項につきましては、取締役会で審議及び決議を行い、ガバナンス機能の充実に努めております。なお、取締役の職務執行の適法性を確保するため、監査等委員が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。

② 監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行い、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況の調査をしております。また、子会社の業務状況についての報告を受けております。

内部統制システムについては、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

③ 内部監査室は、「内部監査方針並びに監査基本計画書」に基づき、内部統制監査を実施しております。具体的には、「決算財務報告プロセス」、「業務プロセス」、及び「子会社の全社統制」等について、子会社、各事業部への実査を定期的に実施しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績、当社グループを取り巻く経営環境、将来の事業展開と経営体質の強化に備えた内部留保、安定した配当の維持等を総合的に勘案して行うこととしております。

こうしたことから、当期末の株主配当金につきましては、2026年８月７日開催の取締役会において、以下のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

なお、すでに2026年３月９日に実施済みの中間配当金1株当たり16.67円（2026年1月1日株式分割を考慮した金額）とあわせまして、年間配当金は37.67円となります。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当（期末配当）に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき21円　　総額　83百万円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年９月７日

連結貸借対照表

（2026年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**5,580,553**	**流動負債**	**1,418,370**
現金及び預金	3,933,912	支払手形及び買掛金	262,647
受取手形及び売掛金	1,103,655	短期借入金	130,000
商品及び製品	64,443	１年内返済予定の長期借入金	44,000
仕掛品	39,610	未払金	613,221
原材料及び貯蔵品	215,090	未払費用	66,755
その他	225,129	未払法人税等	100,037
貸倒引当金	△1,289	賞与引当金	35,150
固定資産	**7,889,086**	その他	166,558
有形固定資産	**5,004,896**	**固定負債**	**1,009,751**
建物及び構築物	1,742,582	長期借入金	567,500
機械装置及び運搬具	867,877	退職給付に係る負債	322,876
工具、器具及び備品	105,351	長期未払金	117,425
土地	1,721,118	その他	1,949
建設仮勘定	567,966	**負債合計**	**2,428,121**
無形固定資産	**313,441**	純資産の部	
借地権	291,013	**株主資本**	**10,068,940**
ソフトウエア	22,202	**資本金**	**375,956**
商標権	225	**資本剰余金**	**454,760**
投資その他の資産	**2,570,749**	**利益剰余金**	**9,249,791**
投資有価証券	1,070,369	**自己株式**	**△11,567**
関係会社出資金	1,301,160	**その他の包括利益累計額**	**958,541**
繰延税金資産	57,245	**その他有価証券評価差額金**	**11,938**
その他	141,974	**為替換算調整勘定**	**946,602**
		非支配株主持分	**14,036**
資産合計	**13,469,639**	**純資産合計**	**11,041,517**
		負債・純資産合計	**13,469,639**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,412,705**
売上原価		**3,520,747**
売上総利益		**1,891,958**
販売費及び一般管理費		1,216,090
営業利益		**675,867**
営業外収益		
受取利息及び配当金	26,258	
持分法による投資利益	192,682	
その他	30,886	249,827
営業外費用		
支払利息	7,768	
その他	1,292	9,060
経常利益		**916,634**
特別利益		
国庫補助金	86,598	
固定資産売却益	378	86,976
特別損失		
固定資産圧縮損	78,121	
減損損失	64,013	
固定資産除却損	1,516	
その他	0	143,651
税金等調整前当期純利益		**859,960**
法人税、住民税及び事業税	254,114	
法人税等調整額	△2,890	251,224
当期純利益		**608,736**
非支配株主に帰属する当期純利益		**4,982**
親会社株主に帰属する当期純利益		**603,753**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	375,956	454,760	8,791,681	△11,567	9,610,830
当期変動額					
剰余金の配当			△145,643		△145,643
親会社株主に帰属する当期純利益			603,753		603,753
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	458,110	―	458,110
当期末残高	375,956	454,760	9,249,791	△11,567	10,068,940

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9,707	742,959	752,667	8,796	10,372,294
当期変動額					
剰余金の配当					△145,643
親会社株主に帰属する当期純利益					603,753
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,230	203,643	205,873	5,239	211,113
当期変動額合計	2,230	203,643	205,873	5,239	669,223
当期末残高	11,938	946,602	958,541	14,036	11,041,517

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1．連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　6社

・連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1．企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

2．持分法の適用に関する事項

・持分法適用会社数

関連会社　　2社

・持分法適用関連会社の名称

中山市三民金属処理有限公司

昆山三民塗頼表面処理技術有限公司

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社広州徳来路博科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同社の３月31日現在で仮決算を行いその計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.と連結子会社DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.の決算日は３月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３年～50年
機械装置及び運搬具	３年～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

コーティング加工取引

当社グループのコーティング加工取引では、顧客によって指定された部材に、ドライルーブ製品のコーティング加工を行い、製品を納入することを履行義務として識別しております。当該製品については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、着荷時点から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、着荷時点に収益を認識しております。なお、一部の子会社については、同代替的な取り扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。また、一部のコーティング加工で発生する有償受給取引については、顧客から購入した原材料等の支払いは顧客に支払われる対価に該当するため、当該金額を取引価額から減額した額を収益として認識しております。

製品販売取引

当社グループの製品販売取引では、ドライルーブ製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。当該製品については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、着荷時点から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、着荷時点に収益を認識しております。また、輸出取引については、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点に収益を認識しております。

収益は顧客との契約において決定された対価から返品・値引及び割戻等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損損失

1．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度
有形固定資産	5,004,896
無形固定資産	313,441
減損損失	64,013

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（1）算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として管理会計上の区分を資産グループの基礎としてグルーピングを行い、減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候がある場合に減損損失の認識の判定を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額とし、正味売却価額は外部専門家が算定した評価額より、処分費用見込額を差し引いて算定しております。また、使用価値は割引後将来キャッシュ・フローの見積額により算定しております。

（2）主要な仮定

減損損失の認識の判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として、将来の市場の成長度合い、利益の予想、資産の予想試用期間等に基づいて慎重に検討しております。

正味売却価額は、外部専門家が算定した評価額に基づいており、鑑定評価における主要な仮定は市場価格及び処分費用見込額であります。

（3）翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済状況の影響を受けて、正味売却価額の算定に使用した評価額等が変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響が発生する可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1．有形固定資産の減価償却累計額　5,226,244千円

2．担保に供している資産及び担保に係る債務

以下の資産は、支払手形及び買掛金649千円の担保に供しております。

現金及び預金（定期預金）　5,000千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
普通株式	1,355	2,710	―	4,065

（注）2026年１月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が2,710千株増加しております。

2．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年７月11日取締役会	普通株式	79,441	60	2025年６月30日	2025年９月８日
2025年12月12日取締役会	普通株式	66,201	50	2025年12月31日	2026年３月９日

（注）2026年１月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っています。上記の１株当たりの金額については、当該株式分割前の金額を記載しています。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年８月７日取締役会	普通株式	利益剰余金	83,414	21	2026年６月30日	2026年９月７日

（注）2026年１月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っています。上記の１株当たりの金額については、当該株式分割後の金額を記載しています。

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社グループは、主にドライループ製品の製造販売及びドライループ製品のコーティング加工事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスク等に晒されております。株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。債券は主に一時的な余剰資金の運用を目的としたものであり、格付の高い債券のみを対象としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日です。

借入金のうち、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、重要なものは次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,104,866	1,104,866	―
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	(611,500)	(577,972)	△33,527

（注）１．負債で計上されているものについては、(　)で表示しております。

２．市場価格のない株式等は「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,000
関係会社出資金	1,301,160

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券(株式)	100,321	―	―	100,321
投資有価証券(債券)	―	1,004,545	―	1,004,545

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	―	577,972	―	577,972

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しており、レベル１の時価に分類しております。一方で、債券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

(1) 顧客との契約から認識した収益については、顧客の所在地別に分解しております。

（単位：千円）

	報告セグメント
	ドライルーブ事業
日本	3,660,230
タイ	1,089,843
中国	396,445
その他	266,186
顧客との契約から生じる収益	5,412,705
その他の収益	―
外部顧客への売上高	5,412,705

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「４．会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社グループの顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【１株当たり情報に関する注記】

１．１株当たり純資産額　　2,776円24銭

２．１株当たり当期純利益　　152円00銭

（注）2026年１月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っています。上記の１株当たりの金額については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算出しています。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

（2026年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**3,725,406**	**流動負債**	**862,193**
現金及び預金	2,478,750	支払手形	72,006
受取手形	92,584	買掛金	74,961
売掛金	569,346	１年内返済予定の長期借入金	44,000
商品及び製品	38,110	未払金	466,322
仕掛品	16,047	未払法人税等	45,234
原材料及び貯蔵品	121,107	賞与引当金	22,611
関係会社短期貸付金	240,000	その他	137,056
その他	169,655	**固定負債**	**985,584**
貸倒引当金	△196	長期借入金	567,500
固定資産	**6,531,580**	退職給付引当金	298,709
有形固定資産	**2,898,062**	その他	119,374
建物	1,027,661	**負債合計**	**1,847,777**
構築物	51,408	**純資産の部**	
機械及び装置	422,938	**株主資本**	**8,397,271**
車両運搬具	9,847	**資本金**	**375,956**
工具、器具及び備品	56,373	**資本剰余金**	**460,956**
土地	984,445	資本準備金	327,956
建設仮勘定	345,387	その他資本剰余金	133,000
無形固定資産	**309,940**	**利益剰余金**	**7,571,925**
借地権	290,013	利益準備金	13,000
ソフトウエア	19,702	その他利益剰余金	7,558,925
商標権	225	固定資産圧縮積立金	19,542
投資その他の資産	**3,323,577**	別途積立金	2,400,000
投資有価証券	1,070,369	繰越利益剰余金	5,139,382
関係会社株式及び出資金	1,081,304	**自己株式**	**△11,567**
関係会社長期貸付金	1,008,382	**評価・換算差額等**	**11,938**
繰延税金資産	127,563	**その他有価証券評価差額金**	**11,938**
その他	35,957	**純資産合計**	**8,409,209**
資産合計	**10,256,986**	**負債・純資産合計**	**10,256,986**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,465,088**
売上原価		**1,443,814**
売上総利益		**1,021,274**
販売費及び一般管理費		824,013
営業利益		**197,260**
営業外収益		
受取利息及び配当金	404,754	
その他	17,971	422,725
営業外費用		
支払利息	7,278	
その他	7	7,286
経常利益		**612,700**
特別利益		
国庫補助金	888	
固定資産売却益	378	1,266
特別損失		
固定資産圧縮損	870	
固定資産除却損	713	
その他	0	1,583
税引前当期純利益		**612,383**
法人税、住民税及び事業税	126,120	
法人税等調整額	△5,697	120,422
当期純利益		**491,961**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	375,956	327,956	133,000	460,956	13,000	19,542	2,400,000	4,793,065	7,225,608
当期変動額									
剰余金の配当								△145,643	△145,643
当期純利益								491,961	491,961
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	346,317	346,317
当期末残高	375,956	327,956	133,000	460,956	13,000	19,542	2,400,000	5,139,382	7,571,925

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△11,567	8,050,953	9,707	9,707	8,060,661
当期変動額					
剰余金の配当		△145,643			△145,643
当期純利益		491,961			491,961
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,230	2,230	2,230
当期変動額合計	－	346,317	2,230	2,230	348,548
当期末残高	△11,567	8,397,271	11,938	11,938	8,409,209

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～50年
機械及び装置	３年～15年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金……　退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

コーティング加工取引

当社のコーティング加工取引では、顧客によって指定された部材に、ドライルーブ製品のコーティング加工を行い、製品を納入することを履行義務として識別しております。当該製品については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、着荷時点から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、着荷時点に収益を認識しております。なお、一部のコーティング加工で発生する有償受給取引については、顧客から購入した原材料等の支払いは顧客に支払われる対価に該当するため、当該金額を取引価額から減額した額を収益として認識しております。

製品販売取引

当社の製品販売取引では、ドライルーブ製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。当該製品については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、着荷時点から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、着荷時点に収益を認識しております。また、輸出取引については、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点に収益を認識しております。

収益は顧客との契約において決定された対価から返品・値引及び割戻等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

【会計上の見積りに関する注記】

1．固定資産の減損損失

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
有形固定資産	2,898,062
無形固定資産	309,940

（2）計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」にて記載しているため、記載を省略しております。

2．関係会社株式及び出資金の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
関係会社株式及び出資金	1,081,304

（2）計算書類利用者の理解に資するその他の情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等は、取得価額をもって貸借対照表に計上しますが、実質価額が取得価額よりも著しく下落した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の計上が必要となります。

当事業年度において、過年度の営業損益を踏まえた当事業年度以降の営業損益の見込みに基づき、超過収益力を含めた株式の実質価額に著しく下落は生じていないと判断し、関係会社株式評価損を計上しておりません。

市場環境等、事業計画の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、株式の実質価額の回復可能性の評価に影響をあたえることによって評価損が発生し、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び出資金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1．有形固定資産減価償却累計額　3,378,461千円

2．保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

長野ドライルーブ株式会社　100,000千円

3．担保に供している資産及び担保に係る債務

以下の資産は、支払手形528千円及び買掛金121千円の担保に供しております。

現金及び預金（定期預金）　5,000千円

4．関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　106,541千円

短期金銭債務　1,247千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引高

営業収入　233,058千円

営業費用　5,212千円

営業取引以外の取引による取引高　383,483千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	30	62	―	92

（注）2026年１月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行ったため、自己株式の総数が62千株増加しております。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,605千円
賞与引当金	7,127千円
退職給付引当金	94,153千円
役員退職慰労未払金	37,012千円
減損損失	29,643千円
関係会社株式評価損	27,682千円
その他	6,141千円
繰延税金資産小計	205,365千円
評価性引当額	△61,172千円
繰延税金資産計	144,193千円
繰延税金負債	
保険積立金	2,255千円
固定資産圧縮積立金	8,878千円
その他有価証券評価差額金	5,495千円
繰延税金負債計	16,629千円
繰延税金資産の純額	127,563千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	長野ドライルーブ株式会社	（所有）直接90.9	役員3名（兼任）	資金の貸付（注1）	—		
				貸付金の返済（注1）	80,000	短期貸付金	220,000
				受取利息（注1）	3,110		
				債務保証（注2）	100,000	—	—
子会社	大分ドライルーブ株式会社	（所有）直接100	役員4名（兼任）	資金の貸付（注1）	—	短期貸付金	20,000
				貸付金の返済（注1）	25,000	1年内返済予定長期貸付金	25,000
				受取利息（注1）	4,712	長期貸付金	382,500
子会社	株式会社真永	（所有）直接100	役員4名（兼任）	資金の貸付（注1）	600,000	1年内返済予定長期貸付金	9,411
				貸付金の返済（注1）	4,705		
				受取利息（注1）	4,347	長期貸付金	625,882

（注1）資金の貸付条件については、市場金利などを勘案して決定しております。

（注2）長野ドライルーブ株式会社の銀行借入（100,000千円）について、債務保証を行っております。なお保証料は収受しておりません。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

1．1株当たり純資産額　2,117円07銭

2．1株当たり当期純利益　123円85銭

（注）2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。上記の1株当たりの金額については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算出しています。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年８月20日

東洋ドライルーブ株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	西	貴	之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井	上	広	志

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東洋ドライルーブ株式会社の2025年７月１日から2026年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋ドライルーブ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年８月20日

東洋ドライルーブ株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上　西　貴　之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　広　志

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東洋ドライルーブ株式会社の2025年７月１日から2026年６月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年７月１日から2026年６月30日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年８月25日

東洋ドライルーブ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　武　藤　和　彦　㊞

監 査 等 委 員　山　口　秀　巳　㊞

監 査 等 委 員　池　本　優　子　㊞

（注）監査等委員山口秀巳及び池本優子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

＜会社提案＞

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
再任 1	 飯野光彦（いいのみつひこ） （1953年２月10日生）	1978年４月　当社入社 1979年８月　同 専務取締役 1980年12月　長野ドライルーブ株式会社取締役 1988年８月　当社代表取締役専務 1992年８月　同 代表取締役社長 2002年４月　中山市三民金属処理有限公司副董事長 2004年８月　昆山三民塗頼電子材料技術有限公司（現昆山三民塗頼表面処理技術有限公司）董事長 2007年７月　同 董事（現任） 2008年２月　広州徳来路博科技有限公司董事 2010年６月　DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役（現任） 2011年６月　中山市三民金属処理有限公司董事（現任） 2015年７月　DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.会長（現任） 2018年９月　当社代表取締役会長 兼 社長 2018年10月　広州徳来路博科技有限公司董事長（現任） 2019年４月　長野ドライルーブ株式会社取締役（現任） 2019年９月　当社代表取締役社長（現任） 2020年６月　大分ドライルーブ株式会社代表取締役（現任） 2023年１月　株式会社真永代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 広州徳来路博科技有限公司董事長 中山市三民金属処理有限公司董事 昆山三民塗頼表面処理技術有限公司董事 長野ドライルーブ株式会社取締役 大分ドライルーブ株式会社代表取締役 株式会社真永代表取締役 DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役 DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.会長	918,870株
	■取締役候補者とした理由 飯野光彦氏は、1979年に取締役に就任した後、長年にわたり当社の経営全般をけん引しており、当社事業全般における豊富な経験と実績を有しております。 これらのことから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
再任 2	 飯野光俊（いいのみつとし） （1986年７月25日生）	2009年４月　当社入社 2012年10月　DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD. 営業部門マネージャー 2015年12月　当社本社営業統括課長 兼 技術開発センター副センター長 2016年11月　昆山三民塗頼電子材料技術有限公司（現 昆山三民塗頼表面処理技術有限公司）董事（現任） 2017年７月　当社事業推進室長 兼 技術開発センター副センター長 2017年９月　当社取締役事業推進室長 兼 技術開発センター副センター長 2018年10月　広州徳来路博科技有限公司董事（現任） 2019年４月　長野ドライルーブ株式会社取締役（現任） 2019年９月　当社常務取締役 2020年６月　大分ドライルーブ株式会社取締役（現任） 2021年９月　DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD. 取締役（現任） 2022年９月　当社専務取締役（現任） 2023年１月　株式会社真永取締役（現任） 2025年10月　DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.取締役（現任） （重要な兼職の状況） 昆山三民塗頼表面処理技術有限公司董事 広州徳来路博科技有限公司董事 長野ドライルーブ株式会社取締役 大分ドライルーブ株式会社取締役 株式会社真永取締役 DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役 DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.取締役	337,100株
	■取締役候補者とした理由 飯野光俊氏は、専務取締役としての見識と、新技術・IT/デジタル・サステナビリティにおける深い知見及び海外子会社における経験と実績を有しております。 これらのことから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再任
3</td><td>
梶田哲二
（1973年３月４日生）</td><td>1996年10月　当社入社
2009年３月　同 愛知事業部副事業部長
2010年９月　同 取締役愛知事業部長
2013年３月　DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.社長
2019年９月　当社常務取締役（現任）
2019年12月　広州徳来路博科技有限公司董事（現任）
2020年６月　大分ドライルーブ株式会社取締役（現任）
2023年１月　株式会社真永取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
広州徳来路博科技有限公司董事
大分ドライルーブ株式会社取締役
株式会社真永取締役</td><td>15,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">■取締役候補者とした理由
梶田哲二氏は、常務取締役としての見識と、営業・生産部門における深い知見及び海外子会社における経験と実績を有しております。
これらのことから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再任
4</td><td>
小林昭仁
（1961年５月２日生）</td><td>1996年11月　当社入社
2009年３月　同 群馬事業部副事業部長
2010年９月　同 取締役群馬事業部長
2015年11月　同 取締役群馬事業部営業部門長
2016年６月　当社取締役、DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.社長
2025年９月　当社常務取締役（現任）</td><td>5,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">■取締役候補者とした理由
小林昭仁氏は、常務取締役としての見識と、営業・生産部門における深い知見及び海外子会社における経験と実績を有しております。
これらのことから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再任
5</td><td>
すずき　しげお
鈴木茂生
（1960年12月９日生）</td><td>2019年６月　当社入社　同管理部長
2019年９月　同 取締役管理部長（現任）
2019年10月　DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.監査役（現任）
2019年11月　長野ドライルーブ株式会社監査役（現任）
2019年12月　広州徳来路博科技有限公司監事（現任）
2020年６月　大分ドライルーブ株式会社監査役（現任）
2023年３月　株式会社真永監査役（現任）
（重要な兼職の状況）
長野ドライルーブ株式会社監査役
大分ドライルーブ株式会社監査役
株式会社真永監査役
広州徳来路博科技有限公司監事
DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.監査役</td><td>3,800株</td></tr>
<tr><td colspan="3">■取締役候補者とした理由
鈴木茂生氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。財務経理分野での長年の経験と広範な見識を有し、管理部を統括しております。
これらのことから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．取締役候補者飯野光彦氏は、当社の関連会社である中山市三民金属処理有限公司、昆山三民塗頼表面処理技術有限公司の董事をそれぞれ兼務しており、当社はこれらの関連会社との間に製品輸出等の取引関係があります。

２．取締役候補者飯野光俊氏は、関連会社である昆山三民塗頼表面処理技術有限公司の董事を兼務しており、当社は当該関連会社との間に製品輸出等の取引関係があります。

３．その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

４．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行なった行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案が承認され、各候補者が取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

【取締役会の特性（スキル・マトリックス)】

	経営全般	財務会計	金　融	営業/マーケティング	モノづくり(生産・品質)	海外事業	事業戦略	法　務	IT/デジタル
飯　野　光　彦　男性	○	○			○		○		
飯　野　光　俊　男性	○					○	○		○
梶　田　哲　二　男性				○	○	○	○		
小　林　昭　仁　男性				○		○	○		
鈴　木　茂　生　男性		○	○			○		○	
武　藤　和　彦　男性				○	○		○		
山　口　秀　巳　社外　男性		○	○						
池　本　優　子　社外　女性		○						○	

（注）各人の有するスキルのうち主なもの最大４つに「○」印を付けています。

＜株主提案＞

株主様１名（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。
以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、形式的な修正を除き、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

第２号議案　剰余金処分の件

①議案の要領

当期の期末配当について、普通株式1株当たり51円とする。
なお、本議案による配当総額が、会社提案に係る剰余金処分議案による配当総額を下回る場合には、本議案は撤回されたものとする。

②提案理由

当社の株主還元水準は、豊富な自己資本、現預金および収益力に照らして、依然として十分とはいえません。

当社のPBRは、2024年定時株主総会において株主提案が行われた時点ですでに約0.5倍という著しく低い水準にありました。それから約2年が経過した現在も、PBRはなお0.5倍以下にとどまっています。

東京証券取引所は、プライム市場およびスタンダード市場の全上場会社に対し、資本コストおよび資本収益性を把握し、市場評価を分析したうえで、資本コストや株価を意識した経営を実践することを求めています。

しかし、当社では自己資本および利益剰余金が積み上がる一方、それに見合う資本収益性および市場評価が実現していません。必要以上に自己資本を積み上げ続けることは、ROEの低下を招き、PBRの改善を一層困難にします。

また、近年は物価上昇によって、株主の生活費および事業費の負担が増加しています。金利の上昇により、現金や預金を保有する場合にも一定の利息が得られるようになり、株主が投資資金に求める収益水準も上昇しています。

このような環境下において、従来と同程度の配当を維持するだけでは、株主が受け取る配当の実質的価値は低下します。DOEが市場の一般的な水準を下回る状況で、累進配当を実施するだけでは不十分であり、物価、金利および自己資本の増加を踏まえた、実効性のある株主還元が必要です。

本議案が基準とするDOE2.5％は、最低限確保すべき下限水準として提案するものです。主要上場企業が目標とするDOEの平均は3％を超える水準にあり、DOE2.5％は市場の一般的な水準をなお下回る、抑制的かつ現実的な水準です。

当社が長年にわたり蓄積してきた利益は、経営陣または創業家だけのものではなく、一般株主を含むすべての株主に帰属するものです。会社の成長を信じて資金を託してきた株主に対し、その成果を適切に還元することは、上場会社として当然の責務です。

DOEを配当方針の基準として採用すれば、単年度の利益変動だけに左右されず、株主が会社に託した自己資本に応じた、安定的かつ予測可能な還元が可能となります。

本議案による期末配当51円と、株式分割後換算で1株当たり約16円67銭となる中間配当を合計した年間配当は、1株当たり約67円67銭となります。これは、おおむねDOE2.5％に相当する水準です。

今後はDOE2.5％を配当の下限とする累進的な配当方針を正式に採用するとともに、将来的には市場の一般的な水準も考慮し、物価および金利の上昇に対応した適切な株主還元を継続することを求めます。

＜当社取締役会の意見＞
当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

＜本株主提案に反対する理由＞
1）当社の株主還元に関する基本方針
当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績の推移、財務状況および配当性向等を総合的に勘案し、長期間にわたり安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針とし、取締役会において決議しております。上場以来19年間の株式配当額は一度も減額することなく、一貫して増額してきております。当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、当期の業績および今後の事業環境等を慎重に検討した結果、1株当たり21円といたしました。

2）本議案に対する見解
本議案では、DOE（株主資本配当率）2.5％を下限とする配当水準を求めております。しかしながら、DOE等の特定の指標を基に硬直的な配当基準を設けることは、急激な事業環境の変化に対する機動的な財務戦略の遂行を阻害するおそれがあります。
当社が属する業界においては、技術革新や顧客ニーズの多様化に迅速に対応するための研究開発投資、生産設備の更新・増強、ならびに優秀な人材の確保・育成に向けた継続的な資金投下が不可欠です。実際に2023年以降毎期重点拠点を定めて、既存工場における生産設備の刷新はもとより、工場棟の新設も併せて毎期10億円程度の投資を続けています。本議案では、当社の自己資本や現預金の水準を指摘しておりますが、これらは不測の事態に備えるための強固な財務基盤であると同時に、中長期的な成長を実現するための重要な投資原資です。

3）資本コストや株価を意識した経営への取り組み
当社取締役会におきましても、現在のPBR（株価純資産倍率）が1倍を下回っている現状を真摯に受け止めております。しかしながら、企業価値の持続的な向上は、単なる手元資金の流出による一時的な資本効率の改善ではなく、本業の収益力強化（ROEの向上）と成長戦略の実行によって実現されるべきものと考えております。
現在、当社は一人当たり生産性倍増を目標として投資を継続しており、事業成長を通じた企業価値の向上と、それに伴う株主還元の拡充を目指しております。したがって、現時点において本議案のような大幅な資金流出を伴う配当を実施することは、当社の持続的成長を損なうおそれがあり、すべての株主の皆様の共同の利益に資するものではないと判断いたします。

以上の理由から、当社取締役会は、本議案による剰余金処分は当社の現在の経営戦略および財務戦略に照らして最適ではないと判断し、本株主提案に反対いたします。

＜株主提案＞
株主様１名（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。
以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、形式的な修正を除き、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

第３号議案　自己株式取得の件

①議案の要領
会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、次の範囲で取得することとする。

（1）取得する株式の種類
当社普通株式

（2）取得する株式の総数
80,000株を上限とする。

（3）株式の取得価額の総額
金1億2,000万円を上限とする。

② 提案理由
本議案は、一般株主への資本還元だけを目的とするものではありません。取得した自己株式を従業員持株会を通じた株式保有の促進や、従業員への譲渡制限付株式その他の株式報酬制度に活用することにより、株主、会社および従業員が企業価値向上の成果を共有できる仕組みを整えることも目的としています。
当社の競争力と持続的成長を支えているのは、技術、経験および技能を蓄積してきた従業員です。従業員持株会への支援を拡充し、従業員が当社株式を保有しやすい環境を整えることは、従業員が株主と同じ長期的な視点を持ち、自らの努力による業績向上や企業価値向上を、株式価値の向上として共有することにつながります。
取得した自己株式を、適切な手続を経て従業員持株会に関連する施策や株式報酬制度に活用すれば、従業員の意欲向上、人材の定着、採用競争力の強化および経営陣と従業員の一体感の醸成に資することが期待できます。
本議案は、株主が自らの利益のみを求めるものではありません。自己株式取得を、株主還元、資本効率の改善および従業員との価値共有を同時に実現する施策として活用し、全社一丸となって中長期的な企業価値向上を目指すための提案です。
当社取締役会は、2024年定時株主総会における自己株式取得の株主提案に対し、流通株式数への影響、取得効果の短期性および将来の成長投資への資金需要等を理由として反対しました。
しかし、それから約2年が経過しても、当社のPBRは依然として0.5倍以下にとどまっています。取締役会が自己株式取得を否定し、代わりに選択した方針によって、市場評価が改善したという結果は確認できません。
さらに、2026年はTOPIX（東証株価指数）などの市場平均が上昇する中、当社株式は反対に約10％下落しています。市場全体が上昇する局面で当社株式が下落していることは、市況のみでは説明できず、当社の資本政策、株主還元、情報開示、株式流動性お

よび市場との対話に対する失望が表れているものと考えます。
　当社を信頼して保有を続けた株主は、市場全体の上昇による利益を得られなかっただけでなく、当社株式の下落による損失も負っています。長期にわたり当社の将来を信じながら、具体的な改善策が示されないことに失望し、保有を断念した株主も少なくないと考えられます。
　自己株式取得は、株価を一時的または人為的に引き上げるための施策ではありません。事業に必要な資金および合理的な成長投資資金を確保したうえで、余剰となっている資本を有効に活用し、資本効率を改善するための、上場会社における一般的かつ正当な資本政策です。
　自己株式取得を、単に「会社が自ら株価を上げる行為」として否定的に捉えることは、資本政策に対する一面的な理解です。重要なのは、自己株式取得そのものを先入観によって否定することではなく、現在の株価水準、資本コスト、手元資金、具体的な投資計画、従業員への活用および株主還元の均衡を、客観的かつ合理的に判断することです。
　当社株式がPBR0.5倍以下で取引されている状況では、当社は自らの純資産価値を大幅に下回る価格で自己株式を取得できます。割安な水準で自己株式を取得することは、過大となった自己資本を圧縮し、残存株主の1株当たり利益および将来の1株当たり配当を高める効果が期待できるため、当社および残存株主にとって経済合理性の高い施策です。
　自己株式取得によって現金は支出されますが、それは資金の浪費ではなく、余剰資本を企業価値向上のために再配分する資本取引です。株主資本にはコストがあり、具体的な用途のない資金を社内に滞留させ続けることも、会社にとって無償ではありません。
　当社の2025年6月期有価証券報告書における連結キャッシュ・フロー計算書には、定期預金の預入による支出として8億5,000万円、投資有価証券の取得による支出として3億928万1,000円が記載されています。
　また、2026年2月提出の半期報告書における中間連結キャッシュ・フロー計算書には、定期預金の預入による支出として3億円、投資有価証券の取得による支出として2億9,359万2,000円が記載されています。同報告書には、2025年12月31日時点における預入期間が3か月を超える定期預金として10億500万円も記載されています。
　これらは、当社が事業投資とは別に、相当額の資金を定期預金および投資有価証券に配分していることを示しています。定期預金や投資有価証券による運用を全面的に否定するものではありませんが、これらの金融資産への資金配分を継続する一方で、1億2,000万円を上限とする自己株式取得を一律に否定することには、資本配分上の合理性がありません。
　将来の成長投資に備えるのであれば、投資対象、必要金額、実施時期および期待収益を株主が検証できる形で示すべきです。具体的な投資計画を示さないまま資金を金融資産として保有し続ける一方、著しく割安な自社株式への投資を拒むことは、資本コストや株価を意識した経営とはいえません。
　事業運営および具体的な成長投資に必要な資金を十分に確保したうえで、定期預金や投資有価証券に配分している資金の一部を自己株式取得に振り向けることは、当社の財務健全性を重大に損なうものではありません。
　当社は過去に、株式の流動性が低いことを、自己株式取得を行わない理由の一つとして説明してきました。しかし、その後、当社は株式分割を実施しており、投資単位の引下げを通じて株式の流動性を改善するための環境は、以前より整っています。
　そもそも、当社株式の著しく低い流動性は、自己株式取得を行わないことの理由とし

て固定的に受け入れるべきものではなく、上場会社として改善に取り組むべき重要な経営課題です。解決すべき課題である流動性の低さを理由として、有効な資本政策を実施しないことには合理性がありません。

流動性が低いのであれば、株式分割に加え、積極的なIR、個人投資家向け説明会、情報開示の充実、株主還元の強化および従業員持株会を通じた株式保有の促進等によって、当社株式への関心と参加者を増やし、売買を活性化させることが取締役会の責務です。

流動性の低さを所与の条件として施策を見送るのではなく、その原因を分析し、複数の改善策を組み合わせて実行すべきです。

取得した自己株式については、すべてを直ちに消却する必要はありません。株価、資本効率および将来の活用目的を考慮し、一部を消却するとともに、一部を従業員持株会に関連する施策、従業員への株式報酬、業務提携、企業買収その他の資本政策に活用することができます。

特に、従業員持株会および従業員への株式報酬への活用は、単なる現金報酬とは異なり、従業員と株主が中長期的な企業価値向上という共通の目標を持つことにつながります。これは当社の企業文化を強化し、経営陣と従業員が一丸となって成長を目指すための有効な施策です。

本議案は、短期間に大量の株式を取得することや、取得上限まで直ちに買い付けることを求めるものではありません。市場環境、株価、日々の出来高および流通株式数に十分配慮しながら、長期間にわたり分散して機動的に取得できる上限枠を設定するものです。

したがって、現在の流動性を理由として自己株式取得そのものを否定する必要はありません。むしろ、PBR0.5倍以下という著しく割安な状況で会社が自己株式取得枠を設定することは、市場に対し、取締役会が現在の株価を企業価値に比して割安と判断し、資本効率の改善に取り組む意思を示すことになります。

さらに、取得した自己株式を従業員持株会や株式報酬制度に有効活用する方針を示せば、自己株式取得が単なる短期的な株価対策ではなく、従業員、会社および株主の利益を結び付ける中長期的な企業価値向上策であることを明確にできます。

こうした姿勢は、当社株式への信頼を高め、新たな投資家の参加を促し、中長期的には流動性の改善にも資するものと考えます。

当社は創業家およびその関係者が多数の議決権を保有するオーナー企業です。そのため、一般株主から改善を求める声が上がっても、最終的には創業家を中心とする大株主の判断が、当社の資本政策および株主総会の結果を大きく左右します。

提案株主は、創業家による長期的な経営そのものを否定するものではありません。しかし、上場会社である以上、会社は創業家だけのものではありません。一般株主も自らの資金を当社に託し、当社の成長と企業価値向上を信じて株式を保有しています。

一般株主には単独で経営方針を変更する力がありません。一方、創業家を中心とする大株主には、当社の資本政策を変える力があります。2024年の株主提案を否決しながら、約2年を経てもPBR0.5倍以下という結果が続いている以上、従前と同じ説明を繰り返すのではなく、これまでの判断を検証し、実効性のある施策を実行すべきです。

創業家の皆様には、当社を長年築き上げてきた者としての誇りとともに、上場会社を実質的に支配する大株主としての良識と責任に基づき、本議案に賛成していただくことを強く求めます。

以上

＜当社取締役会の意見＞
当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

＜本株主提案に反対する理由＞
1）自己株式取得に関する当社の基本的な考え方
当社取締役会は、自己株式の取得が、資本効率の向上や経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するための有効な選択肢の一つであることは認識しております。しかしながら、自己株式の取得は、その時々の事業環境、財務状況、投資計画、および株式市場の動向等を総合的に勘案し、取締役会において機動的かつ専門的に判断してまいります。

2）成長投資と手元流動性の確保
本議案は、当社が定期預金や投資有価証券に資金を配分していることを理由に、自己株式取得への資金充当を求めております。しかし、これらの金融資産は、将来の戦略的投資（設備ＩＴ投資、研究開発、M&A等）に備えた待機資金としての側面や、取引先との関係維持・強化を目的としたものであり、決して無目的に滞留させているものではありません。
事業環境の不確実性が高まる中、十分な手元流動性を確保し、成長機会を逃さず機動的な投資を実行できる体制を維持することが、中長期的な企業価値向上に不可欠です。現時点において、あらかじめ枠を設けて自己株式を取得することは、将来の成長投資に向けた資金の柔軟性を損なうおそれがあります。

3）株式の流動性および従業員インセンティブに関する見解
本議案は、取得した自己株式を従業員持株会や株式報酬制度に活用することを提案理由に挙げております。当社におきましても、従業員のモチベーション向上や株主の皆様との価値共有は重要な経営課題と認識しております。しかしながら、これらの施策は自己株式の取得を前提としなくとも、他の手段によっても実現可能であり、人事戦略や報酬制度の全体設計の中で総合的に検討すべき事項と考えております。
当社は株式の流動性向上を目的として本年１月に株式分割を実施いたしました。現在はその効果を見極め、さらなるIR活動の強化や情報開示の充実等の施策を通じて市場での流通を促進すべき段階にあります。このような時期に自己株式を取得し、市場に流通する株式数を減少させることは、かえって株式の流動性を低下させ、東証スタンダード市場の流通株式比率基準への抵触リスク等、株主の皆様の不利益につながる懸念があります。従って自己株式の取得は、企業価値の根本的な向上に繋がらないと考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、本議案による自己株式の取得は当社の現在の経営戦略および財務戦略に照らして最適ではないと判断し、本株主提案に反対いたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
渋谷ソラスタ４階
渋谷ソラスタコンファレンス４Ｇ
ＴＥＬ　０３－５７８４－２６０４

【交通のご案内】
ＪＲ各線「渋谷」駅西口より徒歩６分
※渋谷マークシティ出口より徒歩２分

（概略図）

